

衛生検査所業

規約の遵守で 正常な商慣習を

編集・発行

衛生検査所業
公正取引協議会

東京都文京区後楽2丁目3番28号

K.I.S 飯田橋2階

TEL & FAX 03-5805-0250

公取協ニュース



年頭所感

消費者庁 表示対策課長
岡田 博己



謹んで新春のお慶びを申し上げます。衛生検査所業公正取引協議会の会員の皆様におかれましては、日頃から、公正競争規約の適正な運用に御尽力いただくとともに、消費者庁の消費者行政に対する御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

景品表示法の動きについて申し上げますと、ステルスマーケティング告示の運用を開始してから2年以上、確約手続の運用を開始してから1年以上が経過しました。また、インターネット広告が拡大し、SNSに関連する消費生活相談件数が過去5年間で倍増するなど、インターネット上の広告・表示に起因するトラブルが急増し、その内容も複雑化、多様化しています。こういった現状を踏まえ、近年は、景品表示法の普及啓発・違反行為の未然防止の観点から、インターネット監視や実態調査といったツールも活用してきています。

このように、従来の措置命令、課徴金納付命令のほか、確約手続などの新しい手法も含め、様々な執行ツールをバランス良く活用して、表示や景品提供の適正化につながる成果を上げていきたいと考えています。

公正競争規約は、昭和37年の景品表示法制定時に制度が導入されて以来、長年の運用を通じて社会に定着してきたものですが、現在も色

褪せることなく非常に重要な役割を担っているルールであり、今後、益々重要になってくるものであると考えております。

消費者委員会に設置された「消費者法制度のパラダイムシフトに関する専門調査会」から昨年の7月に報告書が出されておりますが、その中で法律によるハードロー的手法と法律ではないソフトロー的手法など様々な手法をコーディネートした実効性の高い規律の在り方に着目されております。公正競争規約は、このソフトロー的手法を具現化したものといえるかと思います。

貴協議会におかれましては、公正競争規約によって衛生検査所と医療機関との間の適正な取引を推進していただいております。このことは、最終的に一般消費者が安心して医療機関を受診することができる環境に繋がるものと考えております。

今後も厳正な公正競争規約の運用をとおして、一般消費者が適切な衛生検査により安心して医療を受けられる環境を構築していただくとともに、業界全体が一般消費者から一層の信頼を得て益々発展されることを願っております。

最後になりますが、衛生検査所業に携わる皆様の今後の益々の御活躍と御健勝を祈念して、新年の御挨拶とさせていただきます。



年頭所感

厳しい環境の時代こそ 公正競争規約の遵守徹底

衛生検査所業公正取引協議会
会長 久川芳三

新年あけましておめでとうございます。
会員の皆様におかれましては、恭しく新年を迎えたことと拝察いたします。

昨年の日々の暮らしを振り返りますと、夏の平均気温が1898年の統計開始以降最高気温になり、いつまでも暑い日が続きました。日本には四季が無くなり二季の国になったなどと言われるような異常気象です。

そのせいかどうかはわかりませんが、クマやイノシシが人間の生活圏に出没して人を襲い、クマに関しては過去最悪の負傷者と死者を出しています。

2025年の値上品目は、食料品を中心に2万件を超えるともいわれており、消費者への物価高の影響は大きく、コメ価格高騰の対応で政府の備蓄米放出なども行われました。

2兆7千億円の経済効果とも言われた大阪・関西万博が盛況裡に閉幕し、円安も相俟って訪日外国人もコロナ禍以前の数に迫っていますが、インバウンド需要が当時に及ばず、実態経済が上向かないのが現状です。

新しい年を迎え、当業界においても取引先医療機関の経営状況や今年度の診療報酬改定など課題は決して少なくありません。

憲政史上初の女性総理大臣である高市首相は、就任前に診療報酬の公定価格の引き上げ、インフレ調整に言及されていましたが、現状は待ったなしです。

現下は電気料金・燃料・資機材・製造加工品等々の様々な物品の価格上昇が続いていることに加え、賃上げの世情に対処するための労務費転嫁も衛生検査所業界にとって大きな課題になっています。

特に検体の集荷を中心とした物流面では、集荷担当者は単なる物を運ぶ仕事ではなく、患者様の治療に直結する大事な検体を運ぶのですから

ら、取り扱いや温度管理等十分な知識が必須なため、より良い人材確保が必要ありますので、給料や待遇面の条件提示対策を鑑みると、診療報酬の点数を検体の集荷にも付けていただくことが人材の確保に必要と考え、関係団体と連携して要望しています。

斯様な現状においても、会員の皆様におかれましては、日本の良質な医療に貢献する矜持を持って、検体検査の有用性・重要性を意識し、健康増進と疾病予防にご尽力されていることに改めて敬意を表する次第でございます。

社会的責任の大きい当業界においても経済的な影響を受けている厳しい時代ですが、それゆえ何卒公正競争規約を順守した営業活動をお願いします。

衛生検査所業公正競争規約は、公正な衛生検査市場を構築し、衛生検査業界を発展させるための営業活動基準として定められています。

おかげさまで、会員の皆様の規約順守活動により、大きな成果が目に見える形で表れてきております。

今年も規約の完全な順守を達成するために、全会員が公正競争規約を再認識して、公取協のスローガン、規約違反を「しない」「させない」「許さない」「皆で守る公正競争規約」を心に持って活動していただきたいと思います。

医療の一翼を担う我々衛生検査所が社会的責任を果たすためにも、公正競争規約を順守した健全な市場の構築が必要です。

会員各位の一層のご協力・ご支援をお願い申し上げます。

この一年も、会員の皆様にとって実り多き年となりますように、また衛生検査所業界が益々発展することを祈念して、年頭の挨拶とさせていただきます。

規約遵守状況調査（定期調査）

定期調査は、「規約遵守状況調査マニュアル」に基づき実施されるもので、規約で禁止されている景品類の提供行為全般を対象として、他社の規約に違反する疑いのある行為についての情報提供を求めるものです。提供されてきた情報については、運営委員会に諮って具体的な事実関係の調査を行うか否かを決め、事実関係の調査を行った結果、違反行為が確認されれば「規約違反措置基準」に則り処理されることになります。

① 調査票の発送	令和7年9月1日
② 提出期限	9月22日締切り
③ 調査対象	全国の会員 88社
④ 回答	72社（回答率 82%）
⑤ 調査の結果	情報提供 5件

今回の調査では、規約に違反する疑いのある情報提供は5件でした。

運営委員会に諮った結果、会員の被疑行為2件について、該当地区の調査委員が事実確認調査を行うことになりました。会員の皆様は調査委員の調査にご協力ください。

公正取引協議会研修会（独占禁止法・公正競争規約）実施

昨年は、令和7年度の研修会を中国地区協議会（4月10日 受講者23名）・九州地区協議会（8月8日 受講者24名）・東北地区協議会（11月7日 受講者82名）・関東甲信越地区協議会（11月13日 受講者124名）・北海道地区協議会（11月20日 受講者42名）で行いました。

営業の方々に大きくかかわりがあり、必要不可欠な知識でもあります独占禁止法や公正競争規約についての解説をしますので、今年開催予定の地区協議会所属の会員会社営業職の方は、是非受講いただければと存じます。



東北地区協議会
(於 ホテルリステル猪苗代)



一口メモ

独占禁止法から見た公正競争規約のメリット

公正競争規約は、法律ではありませんが、根拠となる法律である景品表示法に基づき、消費者庁と公正取引委員会から認定を受けた内容の取り決めとなっていますので、業界が勝手に作成して運用しているものではなく、公的な裏付けのある業界ルールとなっています。

景品表示法が根拠となっていますが、独占禁止法の適用除外となるという特徴があります。

御存知のとおり、独占禁止法の代表的な違反行為は、カルテルや入札談合などを禁止する不当な取引制限ですが、カルテルの規制対象行為は、価格に関するものだけでなく、支払い方法や納品（回収）頻度などの取引条件についても競争業者間で話し合って調整し、互いに歩調を合わせるという意思の連絡が形成される場合には、独占禁止法上、問題となり得るというのが原則です。

例えば、「取引先から真空採血管の無償提供を求められたら断りましょう。」という内容の話合いを競争業者間で行なうことは、本来、独占禁止法違反となり得る行為ですが、公正競争規約として認められた内容であるため、独占禁止法違反を問われません。この点は景品表示法第36条第5項に記載されています。

しかし、公正競争規約として認められた内容を超えた内

容、例えば、検査料金を話し合って決めることや取引先の奪い合いをやめましょうといった話合いをした場合には、独占禁止法違反を問われることになり得ますし、公正競争規約のある業界が独占禁止法違反などの法違反行為を行うと注目されやすい傾向があります。

令和7年9月3日に医療機器業公正取引協議会の方にお願いして講演会を開催しましたが、講演内容からは、会員事業者による独占禁止法違反行為や公正競争規約違反の処分を医療機器公取協として公表する対応が必要となったりしており、マスコミ対応を含め違反事業者も業界団体もかなり大きな負担になることが分かりましたので、独占禁止法違反行為となることがないよう、より一層、気を付ける必要があると感じております。

公正競争規約は、「不当な顧客誘引を防止し、事業者間の公正な競争を確保するための内容である」と認定されたものであり、認定されるまでには業界の先輩方の相当の苦労と努力の結果、認定を得られたものですから、先輩方の苦労・努力を無にするようなことがないよう、衛生検査所業公正取引協議会の会員事業者の皆さん全員が公正競争規約のメリットをしっかりと意識願います。

Q&A

Q 営業活動の一環として取引先の新年会に参加する予定ですが、公正競争規約の観点から注意するべきことはありますでしょうか？

A 親睦、記念行事の運用基準において、医療機関等やその院内組織（診療科、いわゆる医局など）の主催する親睦の会合に際して景品類を提供すること（経費の援助を含む。）は、規約の制限を受けるとされています。この場合の親睦の会合としては、例えば、忘年会、新年会、その他懇親会、レクリエーション等の行事が挙げられます。

なお、規約は、親睦会に参加すること自体を制限しているものではなく、実費相当額を負担して参加するのであれば景品類には該当せず、規約による制限は受けません。ただし、実際には参加する予定がないのに参加費を支払ったり、参加費以上の金額を支払うことは規約上の問題が生じます。参加費を名目とした不当な金銭提供と誤解されないためにも、案内状や領収書を入手しておく必要があります。

（ウェブ版Q&A 親睦・記念行事Q2）

◆公正取引協議会のホームページ◆



<http://www.kensa-koutorikyo.org>

ホームページには公正取引協議会や公正競争規約の概要など、医療機関や一般の方々にもご理解いただけるような内容で構成しています。是非、広く周知していただければと思います。

また、ホームページの会員専用「会員のみなさま」には、会員向け「お知らせ」他、オンラインの研修会動画も収載していますので、ウェブ版Q&A同様、公正競争規約や独占禁止法の内容習得に活用してください。

ウェブ版Q&A

……… 営業活動時や取引先での対応に、是非ご活用ください。

ウェブ版Q&Aをホームページの会員専用に掲載しています。

公取協や公正競争規約に関する解説はもとより、規約違反になる事例や規約違反の対象になる具体的な容器類などを分かりやすく示しています。

営業活動時や取引先での対応に、是非ご活用ください。

ウェブ版Q&Aは、衛生検査所業公正取引協議会ホームページの「会員のみなさま」サイトの「Q&A」で閲覧できます。また、スマートフォンからも同様に閲覧できますので、右記QRコードを読み取ってサイトにお入りください。

「会員のみなさま」は会員以外の方の閲覧制限をしていますので、入力する「ユーザー名」「パスワード」は会員各社で登録いただいている規約運用責任者様にご確認ください。



編集後記

EXPO2025大阪・関西万博が10月13日に184日のイベントにて閉幕しました。前評判ではパビリオン建設が間に合わないとか、赤字はだれが補填するのだと、「ミャクミャク」が気持ち悪いとか、随分の言われようでした。

しかし、大阪夢洲に一般来場者2557万人を集めて盛況だったようですし、「ミャクミャク」人気もいまだに継続しているようですね。小生は生憎行けなかったのですが、ある会員さんは何回も通い詰めたそうで、話を聞くと無理してでも行けばよかったかなと後悔しています。

聞くよりも自分で見る、理解しているよりも行動する（こじつけですが）。

公取協ニュースも第101号になりました、毎号公正競争規約普及活動の為に発行していますので、会員の皆さんには十分にご理解いただいていると思っています。

であるならば、行動しましょう・・・規約の完全遵守は見えてきます、あと一歩です、あなたの行動で達成します。（あ）